

被災者生活再建支援制度の「使いにくさ」等に関する指摘

	指摘の内容	具体的事例	制度の現状（上段）と 考え方（下段）	考えられる改善策（上段）と それを実施する場合の問題点等（下段）
1	支援金で必要なものが買えない 支援金の額が少ない	部屋数が多い ためエアコン、テレビ等を複数購入すると限度額を超える	全壊世帯 最高300万円 大規模半壊 最高100万円 平成16年に支給限度額を100万円から300万円に引き上げ ・「自助」を基本としつつ、「公助」で自立した生活の開始を側面的に支援するものであり、妥当な額である ・自助を支援するために、地震保険や各種の融資制度等が整備されている	・支給限度額の見直し ・補完的な共済制度の創設 ・財源をどこに求めるか ・過大な事後給付は、生命、財産を守るうえで不可欠な事前の被害軽減の努力を阻害する懸念がある ・共済制度については、徴収事務等の運用体制の整備が困難 ・居住関連経費は使い切れていないことがむしろ問題 ・一般国民の理解が得られるか
2	支援金で必要なものが買えない 家財道具関係	車・二輪車、パソコン、カーテン、衣類、建具類、給湯器、畳・カーペット	被災世帯の生活に通常必要な物品の購入費又は修理費として内閣府令（第3条）で定める物品 必要な物品をほぼ購入できたとした世帯は約7割（H17年度アンケート調査より） 参考 自立した生活を開始するために必要な経費として政令で定めるものに充てる…（法第2条）	・用途自由とする ・対象物品の拡大 ・用途を自由とすることについては、自立した生活の再建につながらないもの（例えば、遊興費等）に公費を充当することとなっても良いか検討が必要 ・全壊世帯であれば必要とされる定型的な経費であるため手続を簡素化しているが、逆に手続（審査）が厳格になる可能性がある

	指摘の内容	具体的事例	制度の現状（上段）と 考え方（下段）	考えられる改善策（上段）と それを実施する場合の問題点等（下段）
3	支援金で必要なものが買えない 当座の生活費	食料、日用雑貨、光熱費	食費、光熱費等への支払は認められていない	<ul style="list-style-type: none"> ・使途自由とする ・対象物品の拡大
			<p>参考</p> <p>自立した生活を開始するために必要な経費として政令で定めるものに充てる・・・（法第2条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自立した生活の再建には必ずしもつながらないため、制度創設の目的に照らして、その是非を検討する必要がある
4	支援金で必要なものが買えない 住宅再建・購入	住宅本体、設計料	住宅の再建・購入費 は支援対象外 住宅の建設、購入のためのローン利子、債務保証料を支援 賃貸住宅に入居する場合の家賃等を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の再建・購入費用を支援対象とする
			<ul style="list-style-type: none"> ・住宅本体そのものは典型的な個人財産であるとの考え <p>参考</p> <p>全壊世帯 住宅の建設又は購入のための借入金 その他の債務に係る利息及び債務保証料（令第3条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人財産へ公費を投入をすることの是非について検討が必要 ・生命、財産を守るうえで不可欠な事前の被害軽減の努力を阻害しないか

	指摘の内容	具体的事例	制度の現状（上段）と 考え方（下段）	考えられる改善策（上段）と それを実施する場合の問題点等（下段）
5	支援金で必要なものが買えない 住宅の補修	被災住宅を補修する場合	<p>住宅の補修費は支援対象外 補修のためのローン利子、債務保証料を支援（大規模半壊の場合）</p> <hr/> <p>・住宅本体そのものは典型的な個人財産であるとの考え 参考 大規模半壊世帯 住宅の補修、建設又は購入のための借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料（令第3条）</p>	<p>・住宅の補修費用を支援対象とする</p> <hr/> <p>・個人財産へ公費を投入をすることの是非について検討が必要 ・生命、財産を守るうえで不可欠な事前の被害軽減の努力を阻害しないか ・住宅応急修理制度との整理が必要</p>
6	支援金で必要なものが買えない 全壊世帯の補修関係経費	希少価値のある資材を使った住家に補修して住み続けたい	<p>・全壊世帯は再建設にかかる周辺経費が対象 補修にかかる周辺経費は対象外</p> <hr/> <p>・全壊世帯は「補修しても元通りに再使用することが困難」なものであり、補修という概念はない</p>	<p>・全壊世帯の補修関係経費（除去費、ローン利子等）を対象とする</p> <hr/> <p>・被害認定基準との整理</p>

	指摘の内容	具体的事例	制度の現状（上段）と 考え方（下段）	考えられる改善策（上段）と それを実施する場合の問題点等（下段）
7	支援金で必要なものが買えない 解体費用	自己都合で移転して再建する場合 再建せずに民間賃貸住宅や公営住宅に入居する場合 親族と同居する場合	従前居住地に住宅を再建する場合は解体費を支援 移転する場合はやむを得ない事由がない限り解体費は原則として支援の対象としない ----- ・移転する場合の解体費は居住安定の確保に必須ではない ・解体撤去そのものの支援が目的ではない 参考 住宅の再建設（全壊世帯が従前居住していた住宅・の存していた土地・の全部又は一部に新たに住宅を建設することをいう。）のため必要な従前住宅の解体、従前住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用（令第3条）	・移転する場合や住宅を再建しない場合においても解体費用を支援対象とする ----- ・土地を売却するための準備である場合も考えられ、その場合の公費による支援が適当であるか検討する必要がある ・対象経費の拡大は、制度の創設目的（生活再建に必要な経費を支援）に照らして、その是非を検討する必要がある
8	支援金で必要経費の満額が対象とならない		解体撤去費は70% 利子補給は1%を控除 家賃は2万円を控除 ----- ・税制における減免や他の被災者支援制度と二重支援にならないよう制度設計している	・被災者が負担した経費全額を対象とする ----- ・税制や他の被災者支援制度との調整 ・適切な自己負担の必要性

	指摘の内容	具体的事例	制度の現状（上段）と 考え方（下段）	考えられる改善策（上段）と それを実施する場合の問題点等（下段）
9	制度が複雑で理解できない 被災者	災害援護資金、住宅応急修理制度、地方公共団体独自の制度との混同 対象要件、支給範囲が理解困難		<ul style="list-style-type: none"> ・制度の簡素化 ・広報の強化
10	制度が複雑で理解できない 自治体職員			<ul style="list-style-type: none"> ・制度の簡素化 ・自治体職員向け説明会の定例的实施
11	申請書類の記入が難しい・ 添付書類が多い	記入欄が小さい 複写式なので書き損じがあった場合訂正しにくい	申請時に市町村職員の手助けを受けた世帯が約9割 (H17年度アンケート調査より) 添付書類は、領収書は不要 居住関係経費について契約書等の写しが必要	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類の様式の見直し ・申請書類の見直し ・添付書類の見直し
			<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な支援金支給を実施するという観点から領収書は不要としている ・居住関係経費は金額が大きく、再建方法も世帯により異なることから、契約書等の写しの提出を求めている 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書は平成17年に改定

	指摘の内容	具体的事例	制度の現状（上段）と 考え方（下段）	考えられる改善策（上段）と それを実施する場合の問題点等（下段）
12	窓口での申請受付に時間がかかる・窓口まで出向くのが大変	高齢、身体障害 交通手段が不便		<ul style="list-style-type: none"> ・申請手続のオンライン化、郵送対応 ・申請書類の電子配布、郵送対応 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類の取扱 ・高齢者等への配慮が必要
13	支援金を受け取るまでに時間がかかる		<p>支援金の支給及び通知は、法人が申請書等を受理して通常概ね1月を目途</p> <p>申請書を提出してから2ヶ月以内に受領できた世帯が約4割 （（H17年度アンケート調査より））</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の簡素化（審査項目の軽減） ・事務処理体制の強化
14	被災して収入が減ったが支給対象に認めてもらえない	災害により店舗がつぶれ、収入が途絶えたが、前年収入は800万円を超える場合	<p>収入額の算定は、被災前年の収入について行う</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・対象世帯の認定は、被災後の状況の変化（減収）と災害との因果関係の問題もあり、被災日を基準として、その前年収入を用いている ・また、その年の収入がわかるのを待たずに支援金を支給することで迅速に支援することにつながる ・被災後の状況の変化については他の施策等も含め検討がなされるべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災後の減収を考慮して対象世帯を認定する <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・対象世帯の認定が遅れる場合がある ・詳細な認定は事務量の増大を招く ・収入の一時的な減少との判別が困難 ・個別事例を考慮すると、預貯金等の資産を考慮すべきとの議論が生じ、より煩雑になる ・災害弔慰金の例 ... 所得の算定は、当該被害を受けた年の所得（当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあつては、前前年の所得）について行うものとし、...

	指摘の内容	具体的事例	制度の現状（上段）と 考え方（下段）	考えられる改善策（上段）と それを実施する場合の問題点等（下段）
15	扶養家族が多いのに支援金の額は同じ 複数世帯が1つの住居に暮らしていた場合、総人数が同じ1世帯より有利になる	2人世帯でも5人世帯でも同条件であれば、受け取る金額は同じであるが、再建に要する費用は異なる	支援金の限度額は、住宅の被害程度と世帯の収入等により決定（世帯に属するもの数が1である場合と2以上である場合の限度額は区分されている） ・支援金の支給限度額の設定は、「世帯」を支給の単位としている ・単数世帯については、複数世帯と比し必要額が少ないと考えられ、例外的に減額している	・世帯員数に応じて支援金限度額を設定する ・支援対象の単位を世帯ではなく住家とするとともに、居住人数に応じた認定及び支給とする ・事務の煩雑化
16	被害を受けても支援の対象にならない 年収要件	年収500万円を超える45歳未満の世帯は対象外	年収500万円以下が対象 ただし、 世帯主45歳以上の場合700万円以下 世帯主60歳以上の場合800万円以下 要援護世帯の場合800万円以下	・年収・年齢要件の見直し
17	被害を受けても支援の対象にならない 年齢要件	年収800万円を超える世帯は一律対象外	生活再建は「自助」が基本 しかしながら、経済力や年齢等により、自立的な生活の立ち上がりが困難な真に支援が必要な者を支援するために、所得が低い世帯、中高年の世帯を対象としている 参考 経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、..その自立した生活の開始を支援することを目的とする。（法第1条）	・対象世帯の大幅な拡大は、制度創設の目的に照らして、その是非を検討する必要がある（現在の制度の下で適用対象となりうる世帯は63%（平成16年消費実態調査より） ・財源の拡充が必要

	指摘の内容	具体的事例	制度の現状（上段）と 考え方（下段）	考えられる改善策（上段）と それを実施する場合の問題点等（下段）
18	被害を受けても支援の対象 にならない 半壊以下の被害	半壊世帯 一部損壊世帯 床上浸水 床下浸水	全壊（生活関係経費、居住関係経費 を支援） 大規模半壊（居住関係経費のみ支援） ・自助による生活再建を基本としつ つ災害により生活基盤に著しい被害 を受けた者を支援するため、全壊及 びそれに準ずる被害を受けた世帯を 対象としている ・平成16年度の制度改正により、 全壊に準ずるものとして、大規模半 壊となった世帯も居住関係経費につ いて支給対象とした 参考 自然災害によりその生活基盤に著 しい被害を受けた者であって…その 自立した生活の開始を支援すること を目的とする（法第1条）	・被害程度要件の見直し ・対象世帯の大幅な拡大は、制度創設 の目的に照らして、その是非を検討す る必要がある ・財源の拡充が必要
19	被害を受けても支援の対象 にならない 店舗、作業場、賃貸住宅 の所有者（大家）等	店舗等が全壊 した世帯 自宅兼店舗等 が全壊した世 帯	居住する住宅が対象 店舗部分等は支援の対象とならない 住宅兼店舗等の場合は、住宅部分が 対象となる 参考 被災世帯 その居住する住宅が全壊 した世帯…（法第2条）	・店舗等を対象とする ・対象世帯の大幅な拡大は、制度の創 設目的に照らして、その是非を検討す る必要がある ・公費による事業の支援は融資が基本 ・事業再建のための各種支援制度との 整理が必要

	指摘の内容	具体的事例	制度の現状（上段）と 考え方（下段）	考えられる改善策（上段）と それを実施する場合の問題点等（下段）
20	被害を受けても支援の対象 にならない 宅地の補修	斜面の造成地 で、建物の被害は軽微だが、擁壁が崩れて居住できない場合	建物の被害が軽微な場合は全壊と認定されないため対象外（全壊の被害認定を受けた場合は、災害や家屋の解体作業に伴って宅地の形状が変形した場合の現状復旧に要する費用は対象） ・住家の被害認定基準（「災害の被害認定基準について」（内閣府））に基づいて被害認定を実施している	・被害認定基準の見直し ・認定事務の煩雑化
21	被害を受けても支援の対象と認めてもらえない（被害認定が厳しい）	赤い紙が貼られたが支援金は対象外等	・住家の被害認定基準（「災害の被害認定基準について」（内閣府））に基づいて被害認定を実施している 応急危険度判定（赤・黄・青の貼り紙）とは別の調査 ・具体的な判定は市町村の判断 ・被害認定は自治事務 応急危険度判定は補修前の状態で倒壊等のリスクを判定するもので、被害の大きさの程度を測る被害認定とは観点が異なる	・被害程度要件の見直し ・被害認定に関する被災者への説明の徹底 ・被害認定に関する理解度を高める ・応急危険度判定と被害認定の同時実施 ・対象世帯の拡大は、制度の創設目的に照らして、その是非を検討する必要がある ・被災現場での対応は人手が不足するため、現状では限界がある ・応急危険度判定は極めて短時間に実施する必要があるが、被害認定は早さよりも確実さを重視する必要がある

	指摘の内容	具体的事例	制度の現状（上段）と 考え方（下段）	考えられる改善策（上段）と それを実施する場合の問題点等（下段）
22	家族の協力により住宅を再 建する場合に十分な支援が 受けられない 親名義の住宅に子が居住	子が親名義の 住宅に居住し ていて被災し た場合、支援 内容が制限さ れる	子は住宅非所有世帯のため、居住関 係経費の限度額が1/2となる ----- 参考 単数世帯 百五十万円...住宅非所 有世帯...にあつては七十五万円) 複数世帯 二百万円（住宅非所有 世帯にあつては百万円）(則第8条)	・個別実態によって自己所有とみなす ----- ・借家世帯との公平性 ・事業用住宅（大家）との公平性 ・複数住居を所有する親は富裕世帯 ではないかとの考え
23	家族の協力により住宅を再 建する場合に十分な支援が 受けられない 親の住居を別居の子が再 建	高齢のため融 資を受けるこ とができない 親に代わって 子が再建等を した後に同居 する	子は被災者ではないので支援対象で はない ----- 参考 経済的理由等によって自立して生 活を再建することが困難なものに対 し、..その自立した生活の開始を支 援することを目的とする。（法第1 条）	・支援制度の受給資格の一部を被災世 帯の子等の世帯まで認める ----- ・被災者以外への支援を認めることと なる ・協力を得る家族がいない世帯との公 平性

	指摘の内容	具体的事例	制度の現状（上段）と 考え方（下段）	考えられる改善策（上段）と それを実施する場合の問題点等（下段）
24	水害の場合、家財の被害は大きい が、大規模半壊以下の場合、生活関係経費が対象とならない	水害により、住宅の被害は軽微であるが浸水のため家財道具が全滅した場合	生活関係経費は全壊世帯のみ対象 ----- 生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、最も被害の大きい全壊世帯を対象とする（家財道具等の破損に着目したものではない）	・大規模半壊や床上浸水の被害について、生活関係経費を対象とする ----- ・対象世帯の大幅な拡大は、制度の創設目的（生活基盤に著しい被害を受けた者を対象）に照らして、その是非を検討する必要がある ・床上浸水については、被害程度の差が大きく、逆に不公平感が生じる可能性がある
25	被害が出ているのに制度が適用されない（制度が発動されない）	全壊世帯数が市町村で9世帯の災害の場合 半壊世帯数の数が多数に上るが全壊世帯が法令未満の災害	適用対象 災害救助法の適用対象となる場合 市町村において10世帯以上の住宅が全壊した場合 都道府県において100世帯以上の住宅が全壊した場合 適用対象となる市町村に隣接する市町村において5世帯以上の住宅が全壊した場合 ----- 災害対策は、国、都道府県、市町村がそれぞれ適切な役割分担を行うとの考え方から、一定規模以上の災害に法適用している 都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用することが適当な、一定規模以上の災害を対象とする	・災害規模を考慮せず法適用する。 ・災害救助法適用の全ての場合に法を適用する ----- ・財源の拡充が必要 ・国・地方の役割分担の観点からの検討が必要